

目 次
第1号（1月24日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長提出第1号議案	5
町長提出第2号議案	8
町長提出第3号議案	8
町長提出第4号議案	8
町長提出第5号議案	17
町長提出第6号議案	20
町長提出第7号議案	20
町長提出第8号議案	21
町長提出第9号議案	21
町長提出第10号議案	33
閉 会	38
署 名	39

津和野町告示第2号

令和4年第1回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年1月17日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和4年1月24日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君

板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君

丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君
沖田 守君

○応招しなかった議員

令和4年 第1回(臨時)津和野町議会 会議録(第1日)

令和4年1月24日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年1月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第1号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 町長提出第2号議案 令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約
の締結について
- 日程第5 町長提出第3号議案 令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契
約の締結について
- 日程第6 町長提出第4号議案 原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に
ついて
- 日程第7 町長提出第5号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第8 町長提出第6号議案 公の施設の指定管理者の指定について(日原診療所)
- 日程第9 町長提出第7号議案 公の施設の指定管理者の指定について(訪問看護ス
テーション)
- 日程第10 町長提出第8号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町
医療従事者住宅)
- 日程第11 町長提出第9号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町
原木・チップヤード施設)
- 日程第12 町長提出第10号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第1号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度津和野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 町長提出第2号議案 令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約
の締結について
- 日程第5 町長提出第3号議案 令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契
約の締結について
- 日程第6 町長提出第4号議案 原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に
ついて
- 日程第7 町長提出第5号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第8 町長提出第6号議案 公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）
- 日程第9 町長提出第7号議案 公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ス
テーション）
- 日程第10 町長提出第8号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
医療従事者住宅）
- 日程第11 町長提出第9号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
原木・チップヤード施設）
- 日程第12 町長提出第10号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第8号）

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 草田 吉丸君 | 2番 米澤 宏文君 |
| 3番 川田 剛君 | 4番 道信 俊昭君 |
| 5番 板垣 敬司君 | 6番 丁 泰仁君 |
| 7番 御手洗 剛君 | 8番 三浦 英治君 |
| 9番 寺戸 昌子君 | 10番 後山 幸次君 |
| 11番 岡田 克也君 | 12番 沖田 守君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

年が明けまして、新しい年になって、新型コロナウイルスの感染状況も徐々に終息に向かう、そのような兆しも見えておりましたが、ここに来て、残念ながらオミクロン株を中心に一気にまた感染が拡大をして、今日、島根もかなりの数が発生したという状況下の中であります。非常に心配しておりますが、今月も残り少なくなって、2月ぐらいをピークにして何とか終息してくれればいいなという、そんな感じもしておるところであります。

さて、私ごとであります。昨年の暮れから、私の集落、野口集落で5人の人が亡くなりました。80代を中心にした方達ばかりなら80代以上ということになればそれ相応のお歳で持って終焉を迎えるわけではありますが、お2人は60代という若さでありまして、野口の集落としても非常に力を落としておるところであります。

ほかの集落ではあまり死亡者が見受けられない状況下ではありますが、この時期、案外、お年寄りを中心に死亡例が出るというのが毎年の例でございますが、あまり続かないようにということも含めて願っているところでもあります。

本日は、令和4年第1回の津和野町議会臨時会が招集をされたところでもあります。

議員各位にはおそろいでお出かけを頂きまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、草田吉丸君、2番、米澤宥文君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度津和野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆様、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件1件、契約案件3件、条例案件1件、指定管理者指定案件4件、補正予算案件1件の合計10案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、専決処分させていただいたもので、令和3年度津和野町一般会計補正予算第7号の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億6,680万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第1号を御説明いたします。

このたびの専決補正は、新型コロナウイルスの感染症対策として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実施に伴い、令和3年12月17日付で専決処分をしたものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、10ページをお開きください。

民生費の児童福祉総務費でございますが、負担金補助及び交付金として、子育て世帯への支援に伴い、臨時特別給付金給付事業費3,885万円を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

国庫補助金の民生費国庫補助金でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付費補助金3,885万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ありませんか。

ないようでありますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすこととなっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第4．議案第2号

日程第5．議案第3号

日程第6．議案第4号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第2号令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結についてより、日程第6、議案第4号原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得についてまで、以上、3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第2号でございますが、令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第3号でございますが、令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第4号でございますが、原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和3年度日原診療所移転増築工事でございます。

契約の方法でございますが、随意契約でございます。

契約の金額でございますが、変更の金額が、5,820万1,000円。

変更前の金額が、5,120万5,000円。

変更額が、699万6,000円の増額でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1。

氏名、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義でございます。

裏面に資料といたしまして、令和4年1月20日付で取り交わしました工事請負変更仮契約書の写しを添付しておりますので御確認いただきたいと思います。

次に、参考資料を御覧ください。

1の当初契約の概要につきましては御覧のとおりであります。

2の変更の概要の変更理由でございますが、一つには、移転増築工事現場において地下埋設物が確認されたことによるものです。

参考資料の1の1を御覧ください。

再度の地番調査を行い、地盤改良の追加として、朱書きの丸印の箇所へ新たに柱状改良工法22本を追加、また、調査のため、掘削した部分の表層改良等の工程を追加して

おり、その費用を増額しております。また、階段や土間コンクリート等の地下構築物の取り壊し費及びその撤去処分費も増額しております。

次に、舗装工事についてであります。参考資料1の2を御覧ください。

職員駐車場との勾配の関係から、雨水が建物側に溜まることが判明したため、新たに延長が35メートルの排水溝工事を追加しております。

次に、機械設備工事についてであります。

参考資料1の3を御覧ください。

吹き出し部分が元の設計になります。レントゲン室前の女性トイレについて、男性トイレに変更し、小便器を追加するため設計を変更しております。

また、増築部分に設置をしております洗面化粧台3台を自動水栓に変更しております。

参考資料に戻りまして、4.でございますが、ウッドショックと呼ばれる木材価格の高騰に伴い、工事請負契約、第26条第5項単品スライド条項の適用による増額でございます。

単品スライド条項とは、主要な工事材料に日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金が不相当となった場合、請負代金の1%以上となることとなりますが、発注者・受注者間の個別協議により請負代金金額の変更を請求することができるものでございます。

裏面の別紙下段の表を御覧ください。

木材価格の増額分②の149万7,661円に対し、制裁請負額①の1%を控除した額92万4,000円がスライド額となります。この額を増額しております。

なお、本変更仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

失礼。教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第3号令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契約の変更につきまして、地方自治法第96条第1項第5号に規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和3年度木部小学校プール改修工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額についてですが、6,479万7,700円でございます。

変更前の金額が、6,369万8,800円で、変更額が、109万8,900円でございます。

続いて、契約の工期でございますが、変更前の完成期日が令和4年1月31日でございます。

これに対しまして、変更後の完成期日が、令和4年3月25日でございます。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1。

氏名、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義でございます。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので御覧ください。

それから、また、次のページに参考資料1をつけておりますので御覧ください。

まず、契約の概要でございますが、当初契約の概要につきましては御覧のとおりでございます。

続きまして、変更の概要を御説明いたします。

まず、変更契約額でございますが、6,479万7,700円でございます。

増減額は、109万8,900円の増額となっております。

次に、変更の工期でございますが、完成が令和4年3月25日でございます。

それでは、変更の理由について御説明いたします。

まず1点目ですが、更衣室の改修でございます。このプールの地階には男女別の更衣室がございましたが、当初、学校との協議では、児童の着替えは教室で済ませるためにプール側の更衣室は必要ないということございましたので、この更衣室につきましては、建具を取り替えて倉庫として使用するという内部の改修は行わないということにしておりました。

しかし、一般へのプール解放時に更衣室が利用できるようにしてほしいという地元の強い要望がございまして、結果、既存の棚を撤去して新たにまた棚を設置する等の内部の改修工事が必要になったものでございます。

それから、2点目が工期の変更理由でございます。

プールサイドには防火シートを敷くこととなっておりますけれども、年末年始にかけて天候悪化もございまして気温の低い時期が続いておりました。外気温が接着剤の基準以下となった場合にはその接着強度が低下するという恐れがございますので、天候の回復を待っていたところでございますけれども結果的に作業可能な期間が取れないということで、期間内での施工が困難となり、工期の変更をさせていただくものでございます。

また、次のページに参考2といたしましてプールの平面図及び断面図をつけております。

この赤色で示しているところが今回変更で更衣室として整備することにした箇所でございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続を要することなく契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 続きまして、議案第4号について御説明申し上げます。

原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得についてでございます。

契約の目的は、原木・チップヤード施設管理用高所作業車売買契約でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約の金額につきましては、税込で1,034万円でございます。

契約の相手方は、住所、島根県益田市遠田町2680。

氏名は、株式会社原商益田支店、支店長齋藤康広でございます。

この入札の入札日は、令和4年1月17日ございまして、落札率は89.52%でございます。

裏面に資料としまして、物品売買仮契約書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

この契約は、現在、建設中であります原木・チップヤード機械施設の管理を目的とする高所作業車の売買契約でございます。

なお、本物品売買の仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第2号令和3年度日原診療所移転増築工事請負変更契約の締結について、これより、質疑に入ります。

ありませんか。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 素人げなことを言いますが、この工期の変更というのはないのでしょうか。この11月、この変更契約の締結で参考資料では令和3年11月30日が完成ということで、その後、また工期の変更契約があったかもしれませんが、この際、ちょっと尋ねてみたいと思います。お願いします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 当初契約におきましては、令和3年11月30日を工期としておりましたが、2か月間の延長ということで、令和4年1月31日に工期変更をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 1点ほどお尋ねしますが、この周りに設置されます自由勾配側溝ですね。これは当初からこんなものは設計するべきものじゃないかと思うんですが、変更で35メートルほど上がってきとるんですが、この理由はどういう理由で当初設計されなかったのか、それについて、分かればお答えいただきたい。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） この日原診療所移転増築工事におきましては、5月の17日に告示を行いまして、入札を6月3日にしております。職員駐車場の工事なんですけども、3月23日に入札を行い、工事着工が5月初旬、完成が6月7日というところ

ここで、この日原診療所の移転増築工事を設計する段階ではまだ駐車場が出来上がって
いなかったというところで、どうしても既存の建物と新しい建物、増築の部分ですけど
も、平行に建てますが、その関係で既存の職員駐車場と建物との間がどういう勾配にな
っているかが分からなかったというところが主な原因でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1
のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第2号令和3年度日原診療所移転増築工事請
負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第3号令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契
約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第3号令和3年度木部小学校プール改修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第4号原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得についてこれより質疑に入ります。

ありませんか。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 5番。先ほど入札率が89.52%ということで答弁がありました。入札業者は何社で、それから何か簡単なカタログというか、写真みたいなものもつけておけば、参考資料としてはありがたいなと思いますけど、通常の、例えば、電線とか作業をしておられる業者がありますが、ああいう感じでスライドして伸びていくような、そういうものなのかどうなのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） まず1点目の御質問でございますが、先ほど落札率につきましては申し上げたとおりでございます。

応札された業者につきましては、4社の業者が応札をされております。

それから、こういったようなものかということですが、議員がおっしゃるとおり、アームが伸びて約12メートルぐらいの高さを作業することができるようなものでございまして、これはクローラ型、下はキャタピラになっていまして、クローラ型のいわゆる高所作業車をこのたび購入する予定で考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） いずれ、車庫が必要なのではないかとと思いますが、野ざらしにするわけにはいかんと思いますが。建設施設の中にどこか格納といいますか、駐車するスペースがあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 今のところ、車庫については、特にこれ用の車庫というのは建設は考えてはおりませんが、いずれその建物の近く、敷地の中に、どこかに駐車するスペースは確保したいなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第4号原木・チップヤード管理用高所作業車の取得については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

三浦 英治君
後山 幸次君

日程第7. 議案第5号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第5号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第5号でございますが、津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第5号について御説明いたします。津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

津和野共存病院に新たに常勤の診療科として、リハビリテーション科、非常勤の診療科として精神科・心療内科を標榜するため、第4条第2項の改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項について、新たに、精神科・心療内科・リハビリテーション科の3診療科を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 3番。

○議長（沖田 守君） 失礼。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 先日、研修会のほうでいろいろと御説明は頂いたんですけども、ちょっと分からないところがありますので、質問させてください。この精神科・心療内科ということで、松ヶ丘病院の先生方の御配慮もいただいていると思うんですけども、いわゆる橘井堂のほうに派遣というか、津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例のほうに明記されるということで、恒久的に、先生、医師を派遣していただけるという契約が取られているのかどうかということと、今現在ここにあぼろ診療所さんですか、入られていますけれども、僕もちょっとうる覚えで申し訳ないんですけども、そこがあぼろさんが橘井堂の中に入ってくるといいますか、あぼろさんはおそ

らく閉院されるんだらうと認識していますが、今現時点であそこの建物というのは、あぼろさんがどれぐらいの賃料で入っていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 2点の質問があったと思います。

まず最初の質問でございますけれども。

すみません。賃料でございますが、現在、発熱外来等施設につきましては、月額1万円でかのあしあぼろ診療所のほうにお貸ししているという状況になります。

最初の質問でございますけれども、現在、かのあしあぼろ診療所を受けていただいております社会医療法人正光会のほうと現在協議をしておりますが、基本的には津和野共存病院のほうで恒久的に精神科・心療内科のほうを受け持っていただくというところで現在お話をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） そうしますと、今後、病院、診療所が入る建物に対して、橘井堂さんにもこれは賃料は1万円でお貸しするということになるのか、それとも、津和野町の施設でも一括して指定管理としてお渡しするのか、また、この公の施設だと思わんですけれども、例えばなんですけど、ほかのクリニックさんだとか、診療所さんが津和野町の公共施設を使って、例えば、精神科・心療内科とかではなく、ほかの診療科目で入りたいといった場合は、この賃料の1万円という算出根拠といえますか、公共施設を貸すときの1万円の根拠というのは何なのかなというふうに思うんですけど、この辺はどういった積算根拠だったんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 現在あります発熱外来施設につきましては、今後、日原診療所として橘井堂のほうに入っていただくことになっております。これにつきましては、公の施設の指定管理という形で入っていただきますので、賃料については存在ありません。

また、1万円の積算根拠についてでありますけれども、この積算根拠につきましては、当時、総務課のほうと協議を行いまして、この増築前の旧発熱外来施設になりますけれども、その広さ等から月額使用料として幾らぐらいが適切かというところを協議した中で1万円と決定したとお伺いしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。町長、ありますか。

いいですね。医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） すみません。1件訂正をさせていただきます。

賃料として1万円ではなく、使用料として1万円でお貸ししているということでございます。

- 議長（沖田 守君） ほかにありませんね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） それでは、質疑を終結させていただきます。
これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより議案第5号を採決します。
本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。
各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。
〔賛成・反対ボタンにより表決〕
- 議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。
賛成全員であります。
議案第5号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	

反対（0名）

日程第8．議案第6号

日程第9．議案第7号

日程第10．議案第8号

日程第11．議案第9号

- 議長（沖田 守君） 日程第8、議案第6号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）より、日程第11、議案第9号公の施設の指定管理者の指定について（津

和野町原木・チップヤード施設)まで、以上、4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第6号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(日原診療所)、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第7号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(訪問看護ステーション)、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第8号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(津和野町医療従事者住宅)、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第9号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(津和野町原木・チップヤード施設)、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(宮内 秀和君) それでは、議案第6号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野診療所であります。

指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

指定期間は、令和4年3月20日より令和6年3月31日でございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

当該施設の指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入しており、このたび、日原診療所の新築移転に伴いまして指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が変更となることから条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うものでございます。

令和4年1月19日に開催しました津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経まして、指定期間を令和4年3月20日から令和6年3月31日として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第7号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、訪問看護ステーションでございます。

指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

指定期間は、令和4年3月20日から令和6年3月31日でございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

当該施設の指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入しており、このたび、日原診療所の新築移転に伴いまして、指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が変更になることから条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うものでございます。

令和4年1月19日に開催しました津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経まして、指定期間を令和4年3月20日より令和6年3月31日として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第8号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町医療従事者住宅でございます。

指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

指定期間は、令和4年2月1日より令和6年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

当該施設の指定管理者制度につきましては、平成20年3月31日から非公募により導入しており、このたび、指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が大幅に変更になることから条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うものでございます。

令和4年1月19日に開催しました津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経まして、指定期間を令和4年2月1日より令和6年3月31日として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第9号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町原木・チップヤード施設でございます。

指定管理者となる団体の名称は、有限会社石州造林でございます。

指定期間は、令和4年3月1日より令和6年3月31日まででございます。

公の施設の概要については、裏面資料を御覧ください。

津和野町原木・チップヤード施設につきましては、森林整備を進めるに当たり、搬出される間伐材等を活用することにより、津和野町の林業振興を図ることを目的として整備され、令和4年1月31日に竣工を予定しております。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、令和4年1月19日に開催しました津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経まして、指定期間を令和4年3月1日より令和6年3月31日までとして、有限会社石州造林を指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

最初に、議案第6号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）、これについて質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第6号公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第7号公の施設の指定管理者の指定（訪問看護ステーション）、これについて質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第7号公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 次に、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）、これについて質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第9号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町原木・チップヤード施設）、これについて、これより質疑に入ります。

ありませんか。丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これを見ますと、指定する期間が3年ですね。今から発電所は、19年間はFIT契約がありますので恐らく継続されるんじゃないかと思うんですが、その間、3年ごとに恐らく公募で、しかも指定管理者を指定しているわけですね。そうしますと途中で19年間の間に7回ぐらい恐らく3年ごとに変えていきますと、7回ぐらい指定管理者が変わるといえるのか、いろいろと3年ごとに変わると思うんです。その場合に、この石州造林以外に公募があった場合はどういうふうにして決めるのか。それと、ない場合は、石州造林ですと行けるのかどうか、19年間。その1点。

それから、2点目は、将来、19年たちまして発電所需要が恐らく終わるんじゃないかなと思うんですが、その場合、ストックヤードが残ると。これは、前に私は質問したことがあるんです。「その場合にはストックヤードの利用はこの造林会社の中で町と賃貸借契約を結んでこれをするということで有効利用できるから大丈夫だ」という話だったと思うんです。

私が懸念するのは、その場合に、今からスタートするんですが、その一部、木材業者、石州造林でもいいですが、このたび指定管理者になりました。この方達の代表と一筆、町が取り交わしを最後まで責任を持ってこのストックヤードを利用するかどうか、するというような取り交わしを書面でやっとなければいけないんじゃないかなと思うんです。

それができているかどうか、その2点をお答えください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の御質問の指定管理者が今度変わるときに、ほかにあった場合はどうするかという御質問でございますが、その都度、審査会を開きまして、そこで応募が多数にわたった場合はその審査会にて判断をしていくという形になろうかと思えます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 2点目についての今の原木・チップヤード施設の契約といますか、利用についてでございます。

先ほど、議員おっしゃるとおり、20年間についてはF I T契約で結んで売電のほうをされると思いますので、その後につきましては、この施設についても引き続き使うということでの一筆、そういった契約は今のところ、他社はしていないと思うんですけども、さっきおっしゃるとおり、その後も20年後、どうなっているかは分かりませんが、20年後につきましても、やっぱりチップの製造あたりの、必要であれば必要であるし、また、もし今の発電所さんが、今なくなるのは、あそこで20年で。19年ですか。もしなくなれば、チップを今度は、ほかのところ、場所に持っていったり売ったりということも可能でございますので、その頃になってみないと具体的なことは分かりませんが、その辺のことを考えたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） もう一点。私が一番懸念するのは、19年間持たずにその前の年代で、何かの都合で、何かの事情があつて発電事業が停止された場合に、要するに分離で、発電所は民間の方がやるからそれはいいんだけど、チップヤードに関しては町が資金を投資しているわけだから、ここら辺の担保をちゃんと業者が継続して使用すると。そうしないと宙に浮いてしまうわけですね、投資したものが。廃屋になるわけです、あそこが。

だから、私が懸念するのは、ちゃんと責任を持って最後までチップヤードを利用してもらうと。それには賃貸借契約なりを結んで責任を持って利用するというを一筆何かの書面で交わしておいてほしいなど。

これは、懸念するのは私だけではない。町民の中でも「やはり1億、2億か、相当な金額を投資しているんだからそういうのが交わされているかどうか」というような質問があるわけです。

ところが、私は、ただ、「利用は最後までするだろう」と。だから、ちゃんとしたその担保の契約書というのがまだ、ない。そうでしょう。ないんですから、今、スタートに当たって、指定管理者の代表の石州造林が今なっているんですが、将来、その時点、要するに発電計画が終わったときにストックヤードだけが残った場合に、その時点での指定管理者が責任を持ってこれを有効利用すると。つまり賃貸借契約を結んで町に賃料を払って利用していくというような、何か一筆がないと担保できないんじゃないかなと思います。その発電事業が終わった場合です。宙に浮いてもらっては困るわけです。

だから、そこら辺をちゃんとしとかないと我々も納得できないんです。

そこら辺はどうなんですか。19年間保証できると、町がちゃんと確約できますか。そこを最後まで担保を取ったほうがいいんじゃないかなと。そういうことです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） あくまでも公の施設の指定管理者の指定ということで、今回もこの指定期間は令和3年3月1日から令和6年3月31日までの期間ということで定めているわけございまして、その指定期間が明けたときには、当然、業者も交代する可能性があるということですから、現時点での指定業者と19年後、先のことまで契約を交わすというのは、現実的に無理な話だというふうに私自身は受け止めております。

なので、もしそれをやろうとするならば、この指定管理機関をもう19年から先の期間で募集をした上で、そして、その決まった業者と指定契約の管理者としての契約にするという話にもなりかねないということであります。

あくまでも指定管理については、3年という一つの期限を定めた中で、そこと期間において業者と契約を結ぶものだというのでありますので、その部分と、議員おっしゃっていることの整合性を取るということは、現実的に困難ではないだろうかというふうに私自身は感じております。

例えば、ほかの道の駅なんかもまさにそうでありまして、こちらは今津和野開発さんが入っておられますけれども、あくまでも3年の中での指定管理の契約の中で一応進めているという状況でございます。

特に10年20年にわたっての長期契約というものを一筆で結んでいるわけではなく、そういう現実的なというところでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それと、指定管理の期間ですが、原則は5年でございます。今回は3年間になっておりますが、ほかの指定管理施設との整合性がございまして、今度、令和6年3月31日でひと区切りになりますので、先ほど出てきました道の駅とかほかの指定管理の施設と合わせまして、その後から5年刻みで、今度はその都度公募していくという形になりますので、追加で御説明しておきます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いいですか。すみません。最後になると思います。

そうしますと、19年の間にそれに到達しない間に、もしも発電事業がストップした場合は、その時点で要するに材木業者と要するにチップヤードを使用するという、最後まで使用するという賃貸借契約なりをその時点で考えて結ぶと。そういうふうに理解していいわけですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） そのときには、その時点でどういう契約になるかというふうにはなるかと思っています。

ですから、例えば、万が一の話であります、10年経過後に発電が止まったというときにはその時点でそのときの指定管理者と。

そのときの指定期間は、そのときには5年の期間だと思っておりますので、その5年が満了するまでの間は続けてもらうとか。あるいは、この5年先からも続けてもらうということを契約するというようなこと。その当時のケース・バイ・ケースだというふうに思っております。

ただ、原則は、やはり指定管理という、5年というものを目処にやっていくものでありますから、その中で契約ということが原則になるかと思っております。

これは、全てほかの施設においても同じような条件の下で進めていくものだと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどもつわの暮らし推進課長が説明いたしましたが、今回は特別に3年。

それはほかの公の施設に合わせるためということでありまして、次回のこの指定管理の更新に当たっては、5年の契約に変更するという形になるわけでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長、発電所の経営者とのチップヤードとの関連性について議員に説明せんと分らんよ。どういう関係にあるのか。

農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 今、発電所のほうに。

結論から言いますと、発電所のほうに今の原木・チップヤードのこの施設へ利用してつくったチップを、売るというか、売却するといったことになりまして、今の発電所さんはそこからチップを買って24時間いわゆる発電を実施するというものでございまして、あくまでも町はこのチップヤードの付帯施設の指定管理とこの運営の指定管理という格好でこのたび指定管理の提案をさせていただきというものでございませぬ。

○議長（沖田 守君） 分かりましたか。

2番。失礼。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 例えばなんですけれども、発電所は。

○議長（沖田 守君） ちょっとマイクを。マイクじゃない。マスクをちょっと外して発言してくれんか。聞こえん。

○議員（3番 川田 剛君） じゃあすみません。失礼します。

例えば、発電所施設が何らかの理由で停止した場合、原木・チップのほうを売却する発電所が目の前にありながらも売却ができなくなった場合、これは、例えば、ほかの発電所、例えば、中国電力なり江津のバイオマス発電所なり、そういったところに売却も可能という解釈でいいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 発電所につきましては、今、20年間。19年間ですか。20年間、いわゆるFIT契約ということで売電する予定で今考えておりました、途中で今の売電ができなくなるとかということについては想定は、今のところ、しておりませんけれども。

ただ、チップにつきましては、今、既存に、江津でしたか、ちょっと私もどこか覚えていませんが、江津のそういったところに売ったりとかしておりますので、それは可能だというふうに私は思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。いいですか。皆さん、分かりましたか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑は終結いたします。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第9号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町原木・チップヤード施設）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） ここで15分ほど休憩したいと思います。

午前 10 時 05 分休憩

午前 10 時 17 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第 1 2、議案第 1 0 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 2、議案第 1 0 号令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 1 0 号令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 7,462 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 108 億 4,143 万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第 1 0 号を御説明いたします。

歳出の主なものから御説明いたしますので 10 ページをお開きください。

総務費の財産管理費でございますが、積立金としてふるさと津和野基金積立金 2,500 万円を増額しております。

企画費の需用費として、ふるさと納税返礼品調達費等 677 万 3,000 円を増額、役務費といたしまして、ふるさと納税返礼品送料等通信運搬費 173 万 2,000 円を増額、ポータルサイト手数料 275 万円を増額しております。

非課税世帯臨時特別給付金給付事業費の委託料として、システム改修委託料 264 万円、負担金補助及び交付金として非課税世帯への臨時特別給付金 1 億 3,000 万円を計上しております。

1 枚めくっていただきまして、民生費の児童福祉総務費でございますが、委託料といたしまして、児童手当の制度改正に伴い、児童手当システム改修委託料 99 万円を増額、負担金補助及び交付金として、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 97 万 7,000 円を増額しております。

1 枚めくっていただきまして、衛生費の斎場費でございますが、需用費として火葬炉排ガス集塵機ダクト修繕料 173 万 5,000 円を増額しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8 ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税 230 万円を計上しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金でございますが、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 1 億 3,000 万円、事務費補助金 450 万円を増額しております。

民生費国庫補助金として保育士等処遇改善臨時特例交付金109万1,000円を増額、児童手当の制度改正に伴い、こども・子育て支援事業費補助金99万円を増額しております。

寄付金の総務寄付金では、ふるさと納税2,500万円を増額しております。

繰入金では、ふるさと納税返礼品と調達費等に伴い、ふるさと津和野基金繰入金1,074万8,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

いいですか。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 5番。今回、3点ほどお願いします。

それで、11ページの企画費のふるさと納税における返礼品の消耗品費600万ですか、これの主なる産品というか、返礼品の明細を少しお聞かせいただきたいと思います。

それと、非課税世帯ということで1億3,000万。これは本町における世帯数なり、その給付金の明細をお知らせいただきたい。

それから、13ページの保育士の処遇改善でございますが、この保育士という位置づけは、公の保育園なり私設の保育園なり、それぞれ保育士としての立場があらうかと思っておりますが、これらに対する処遇ということで少し詳しくお知らせを頂きたい。

そして、この処遇は、今回、特別に処遇改善をされる、特別交付金でされた暁に次年度以降は地方交付税の、普通交付税の中で対応をしていかざるを得ないのかなと思っておりますが、1人当たり、大体、保育士に対する処遇改善がどの程度に改善がされるのか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の御質問のふるさと納税の返礼品の主な産品等、明細という御質問でございますが、今回は、返礼品の前に寄付額が当初予算で5,000万計上しよったものが、今年度見込みが7,500万になる見込みです。

なので、先ほど総務財政課長のほうより説明がありました2,500万円分の寄付額が増えるに伴いまして返礼品が増えるであろうということの予測の下、計算をしております。

返礼品の中身は、寄付者様が何を返礼品のお望みになるかということで、ちょっとその明細は推計でしかございませんが、返礼品の見込み額として537万3,000円、それから、ガバメントクラウドファンディングで大体130万円等を見込んでおりました、それで677万3,000円を基金の充当部分として返礼品を見込んでおるといように御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 住民税非課税世帯に対する給付金ですが、世帯数は1,300世帯を見込んでおります。それから、内容についてですが、住民税非課税世帯、均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金で1世帯当たり10万円を給付するものであります。

もう少し詳しく言いますと、支給対象となる世帯は世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯が対象になりますが、ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は除くこととなっております。

これは、役場から確認書をお送りしますので、扶養親族のみの世帯かどうかというところは確認書で返送していただいておりますので、一応、1,300世帯までは給付できるように予算を組んでおります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 保育士等の処遇改善事業についてであります。これにつきましては、昨年度総理大臣が岸田総理に替わられまして、昨年12月ぐらいでしたか、教育・保育現場の賃金改善をしていかなければならないということが実行されたものと考えております。

どういう方が対象かといいますと、公立・私立関係なく、保育所・幼稚園・認定こども園等ということで、本町におきますと保育所と小規模保育事業所ということになって、町内7園全てが一応該当はするということになっております。

補助内容としましては、賃金額の大体3%を上げるようにということが国のほうから言われておまして、大体、それが9,000円と、大体月額でいうと9,000円ということで、大きな見込み額としては出ているというところであります。

この部分の、今回補正で上げています97万7,000円につきましては、私立保育園の5園分の2月・3月分ということになります。この2月から該当するようにということになっておまして、2月・3月分を上げております。

新年度におきましては、4月から9月分までがこういう形の補助金で支払われまして、10月以降は保育の給付費の中のいわゆるベースアップをしていくということで、国がそこで支払いをしていくという格好になるということをお聞きしております。

併せまして、公立のほうは一応対象になるわけではあります。現在のところ、公立の場合は、例えば、一般行政職と保育所の職員のそこに給与格差があったりとか、そういう場合にはそこは給与格差をなくすための穴埋めとして財源として使ってもいいということになっておつたりしますが、今、本町の場合は一般職と同じ給料になっております。

それから、会計年度任用職員につきましても、地場賃金と格差がある場合というようなこともありますので、そこも調べてみましたが、公立の保育所で働いていただいております会計年度任用職員のほうがその他の私立の保育園で働いていただいている、いわ

ゆる臨時職員さん、パート職員さん等の単価を比べましたところ、公立のほうが高いところで、今回はこのまま公立については、あえて改善をする必要はないのではないかというところで考えておりました、今回の予算にも上げていないというようなことになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、同僚議員が質問された保育士さんの賃金のアップのことなのですが、私立の保育園の保育士さん、正規の方、パートの方とかいろいろおられるけど、皆さん、上げられるのだろうか。賃金を上げるというのは私立の保育園がそれぞれの人に幾ら上げるということになるのか、それとも、国からこういうシステムで賃金を上げてくださいなというのが来ているのかを教えてくださいたいです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 対象者につきましては、保育士だけではなくて、例えば、そこにおられる調理員さん、それから事務員さん、それから、正職、パートさん等を含めて全ての方と。

ただし、役員、いわゆるそこの法人の役員さんとかは除くということになっております。

それから、一応、そういう職員さんの人数掛ける幾らという基準額というものがありまして、その基準額と実質の賃金との差額を見ながら、今後、補助金を交付していくということになります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第10号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

令和4年第1回津和野町議会臨時会を閉会します。

御苦勞でありました。

午前10時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

